

有害廃棄物等越境移動WGの活動状況に ついて

平成30年2月13日
産業技術環境局
環境指導室

検討の背景

- バーゼル法は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法。
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、また、近年、非鉄金属二次資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加。こうした中で、以下のような事象・ニーズが出ている。
- 輸出では、①雑品スクラップの不適正輸出や輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や②使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生。
- 輸入では、廃電子基板等は、有用な金属を含んでおり、欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化。事業者からは、③輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望がある。



シップバックされた雑品スクラップ

〔 不適正な輸出事案が発生 〕

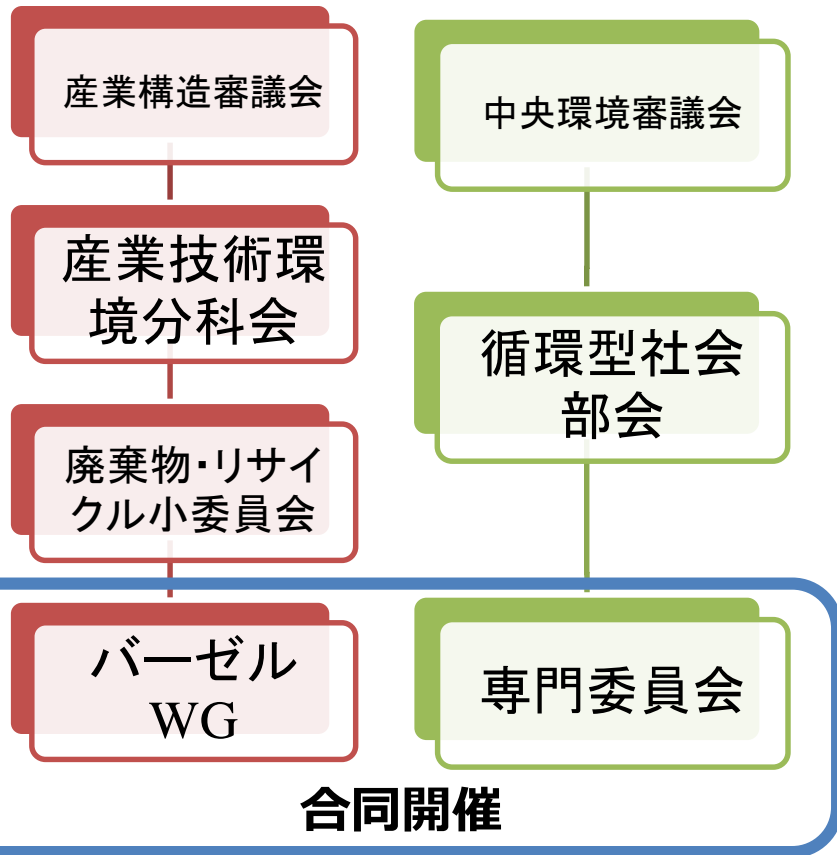


廃電子基板等の電子部品スクラップ

〔 事業者からは高い輸入ニーズあり 〕

検討体制

- 産業構造審議会の廃棄物・リサイクル小委員会の下に「有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（バーゼルWG）」を、中央環境審議会に「特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会」を設置し、合同会議を開催して検討。



有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（バーゼルWG） 委員

中村 崇	東北大学 名誉教授（座長）
出利葉 知郎	阪和興業株式会社 取締役執行役員
川瀬 剛志	上智大学 法学部 教授
齊藤 栄子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主任研究員
佐藤 泉	弁護士
清水 隆	日本鉱業協会 理事
乗田 佐喜夫	（一社）日本鉄リサイクル工業会 専務理事
馬場 未希	日経BP社 日経エコロジー 副編集長
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 准教授

特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会 委員

細田 衛士	慶應義塾大学 経済学部 教授（座長）
小島 道一	アジア経済研究所 上席主任調査研究員
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
島村 健	神戸大学大学院 法学研究科 教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
寺園 淳	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長
藤倉 まなみ	桜美林大学 教授
森口 祐一	東京大学大学院 工学系研究科 教授
森谷 賢	（公社）全国産業廃棄物連合会 専務理事

検討経緯

- 合同会議を2016年10月から6回開催。
- 第4回会議でとりまとめた報告書を基に改正バーゼル法を2017年6月16日に公布。
- 本年10月1日の施行にむけて、第5回目、第6回目で詳細ルールについて議論を実施。

第1回目：2016年10月31日
第2回目：2016年12月 8日
第3回目：2016年12月26日

} バーゼル法を取り巻く状況について検討

第4回目：2017年 1月31日 報告書とりまとめ

2017年 6月16日 改正バーゼル法公布

第5回目：2017年 8月 3日
第6回目：2018年 1月 9日

} 改正バーゼル法の詳細ルールについて検討

2018年10月 1日 改正バーゼル法施行

改正バーゼル法の概要

- 有害廃棄物等の輸出規制の適正化や再生利用（リサイクル）等目的での有害廃棄物等の輸入規制の緩和を図るため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入手続の緩和等の措置を講ずる。

A. 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化。あわせて、規制対象物を法的に明確化。（①）
- 途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直し。（③）

B. 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化

- 輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確認する事項を明確化。（②）

C. 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続緩和

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。認定輸入事業者が、認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の、輸入承認を不要とする。（③）